

徳島県告示第五百三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年十月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社トクフジ	名西郡石井町石井字石井四七九番地一九	訪問介護事業所トクフジ	名西郡石井町石井字石井四七九番地一九	訪問介護	令和七年十月一日
合同会社two-piece	板野郡北島町鯛浜字西ノ須四九番地三	訪問看護ステーションわだち	板野郡北島町鯛浜字西ノ須三四番地四 フローラルハイツ二三〇一	訪問看護	同